

補足事項：家具・備品類の取り扱いについて

1. 小・中学校建設工事以外の工事と併せて調達される家具・備品類および小・中学校建設工事と併せて調達される家具・備品類であっても、日本もしくは第三国から調達される場合については、機材調達として整理するものとする。
2. 教材類、実験器具類等については、家具・備品類とは一線を画するものであり、小・中学校建設工事と併せて現地で調達されるものであっても、機材調達として整理するものとする。

4-2-4 輸送梱包費

(1) 輸送梱包費の計上区分

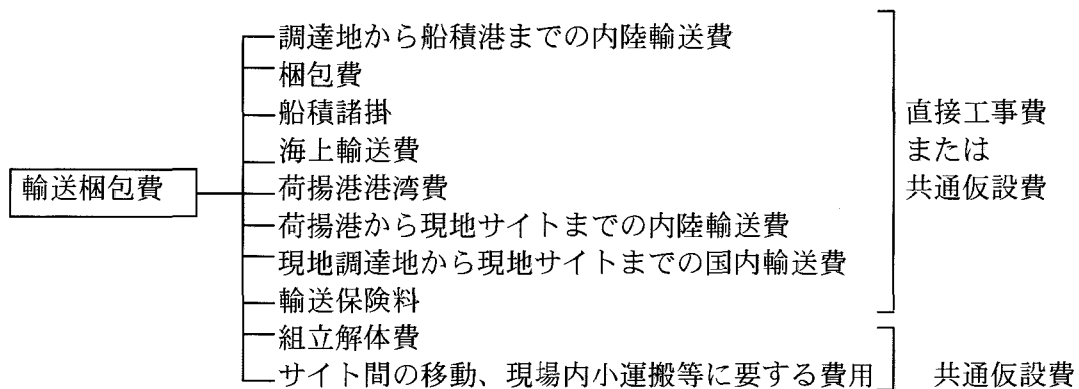
輸送梱包費は、表 4-12 の区分に従い、直接工事費と共通仮設費とに分けて算定し、それぞれの費目に計上する。

表 4-12 輸送梱包費の計上区分

計上区分 費目	直接工事費	共通仮設費	
	材料（資・機材）	往路のみ	
建設機械		往復	
仮設資・機材		往復	往路のみ（全損分）

(2) 輸送梱包費の構成

輸送梱包費の構成は、図 4-2 のとおりとする。



(注) この構成図は、想定されるすべての費目を提示したものであり、実際の積算にあたっては、実情(状)に応じ必要とする費目を、適宜、抽出して算定・計上すること。

図 4-2 輸送梱包費構成図

(3) 輸送ルートを選定

1) 輸送ルートを選定

調達地から被援助国サイトまでの輸送ルート(船積港、海上輸送ルート、荷揚港、内陸輸送ルート)、輸送方法等を経済性、安全性の両面から総合的に検討し、最も合理的なものを選定するとともに、それぞれの選定理由を明確に整理する。

2) 輸送の条件・規制等

輸送にあたっての特別な条件・規制・制約等がある場合は、それらの内容・適用範囲等を明確に整理し、積算に反映させる。

(4) 輸送梱包費の算定

1) 調達地から船積港までの内陸輸送費

① 第三国国内の輸送費

- a. 材料(資・機材) : 材料(資・機材)単価が輸送費を含めて設定されていない場合、調達地から船積港までの輸送費を、第三国に公的な輸送費算定基準がある場合はこれに準じ、ない場合は4-1-3(7)項に基づく見積もしくは積上げにより算定し、直接工事費の輸送梱包費として計上する。
- b. 建設機械 : 調達地から船積港までの往復の輸送費を、上記a項に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。
なお、自走車輛については、第三国国内の移動に要する

費用（車輛損料、運転経費等）を、4-2-1 (3) 項に準じ積上げにより算定する。

- c. 仮設資・機材 : 上記に準じ必要な輸送費を算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

②日本国内の輸送費

- a. 材料（資・機材） : 材料（資・機材）単価が輸送費を含めて設定されていない場合（通常、物価情報誌等に記載されている単価には輸送費が含まれている）、調達地から船積港までの輸送費を輸送距離を 30km 以内とし、物価情報誌に掲載された「一般貨物運送事業の貸切運賃」等に基づき算定し、直接工事費の輸送梱包費として計上する。
- b. 建設機械 : 調達地から船積港までの往復の輸送費を、上記 a 項に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。
ただし、これにより難しい場合は、4-1-3 (7) 項に基づく見積により算定する。
なお、自走車輛については、日本国内の移動に要する費用（車輛損料、運転経費等）を、4-2-1 (3) 項に準じ積上げにより算定する。
- c. 仮設資・機材 : 上記に準じ必要な輸送費を算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

2) 梱包費

梱包費は、原則として 4-1-3 (7) 項に基づく見積により算定する。

- (注) 1. 輸送費の計算の際にフレート・トンが必要となるため、フレート・トンも提出するよう見積の際に依頼する。
2. 梱包形態は、輸送資・機材品目により数種類あり、その価格も異なるので見積を取る際に注意する。

補足事項：日本から輸送する場合の梱包費について

日本から輸送する場合の輸出貨物の梱包費の算定にあたっては、表S4-3の梱包形態（荷姿）別単価によることを標準とする。

表 S4-3 梱包単価表（基本単価）

単位：円

梱包容積	ケース	クレート	パレット	スキッド	バンドル
5F/T まで	15,850	14,250	7,750	7,150	5,250
5F/T を超え 10F/T まで	15,460	13,860	7,590	6,930	5,040
10F/T を超え 15F/T まで	15,060	13,460	7,420	6,710	4,830
15F/T を超え 20F/T まで	14,660	13,060	7,260	6,500	4,620
20F/T を超え 25F/T まで	14,270	12,670	7,100	6,280	4,400
25F/T を超え 30F/T まで	13,870	12,270	6,930	6,060	4,190
30F/T を超え 35F/T まで	13,480	11,880	6,770	5,840	3,980
35F/T を超え 40F/T まで	13,080	11,480	6,610	5,620	3,760
40F/T を超え 45F/T まで	12,690	11,090	6,440	5,410	3,550
45F/T を超え 50F/T まで	12,290	10,690	6,280	5,190	3,340
50F/T を超え 55F/T まで	11,900	10,300	6,110	4,970	3,130
55F/T を超え 60F/T まで	11,580	9,980	5,980	4,790	2,920
60F/T 以上	11,500	9,900	5,950	4,750	2,700

- (注) 1. 梱包単価は、梱包形態別総F/Tを対象とし、上表により算定する。
 2. F/Tは、運賃計算の基となる単位であり、重量トン数または容積トン数のうちいずれか大きい数値のほうを採用する。
 なお、重量トンはメトリック・トン (M/T)、容積トンはメジャー・トン (Mea./T) を用い、以下の数値を標準とする。1 重量トン (M/T) = 1,000kg、1 容積トン (Mea./T) = 1m³
 3. 同一の梱包に納められる資・機材は、できる限りまとめて1口の梱包とし、貨物数量の口数の軽減を図ること。
 4. コンテナを使用する場合は20フィートおよび40フィートコンテナを標準とし、自己の貨物の積合せを図ること。
 なお、コンテナ積載重量および容積は、以下の数値を標準とする（表記はメートル法）。
 a. 20フィートコンテナ：重量の場合18.6M/T、容積の場合20m³
 b. 40フィートコンテナ：重量の場合20.5M/T、容積の場合40m³
 5. 車輛・建設機械等の梱包費は、原則として計上できない。
 ただし、マーキング費用については、別途、4-1-3(7)項に基づく見積りにより計上することができる。
 また、シート養生等を必要とする場合については、その理由を明確に提示することにより、別途、関係各項に準じた積上げにより算定し、計上することができる。

3) 船積諸掛

①日本の港から積込む場合

日本の港から積込む場合の船積諸掛は、通関料、船積料等を公的な協定単価等により算定する。

②第三国の港から積込む場合

第三国の港から積込む場合の船積諸掛は、公的な協定単価等がある場合はこれにより、ない場合は、4-1-3(7)項に基づく現地もしくは日本で徴収した見積により算定する。

補足事項：日本の港から積込む場合の船積諸掛について

日本の港から積込む場合の船積諸掛の算定にあたっては、表S4-4の単価によることを標準とする。

表S4-4 船積諸掛（単価）表

単位：円

項目	条件	単価	備考
通関料	1件につき	5,900	船積1港につき1件とみなす
船積料	1F/Tあたり	7,000	横持料および搬入後15日までの保税常置場保管料を含む
書類作成料	1件につき	20,000	船積1港につき1件と見なす インボイス、パッキングリスト、 検量証明書発行手数料を含む
輸出許可申請料	1件につき	30,000	

4) 海上輸送費

海上輸送費は、地域別の同盟レート (Freight Tariff) を入手し、適用条件を明確にしたうえで、それぞれの単価構成に準じて算定する。

特別な輸送事情等からこれによりがたい場合は、4-1-3(7)項に基づく見積により算定する。

(注) 算定にあたっては、輸送する貨物の区分によりその料金単価も異なるので注意を要する。

補足事項：同盟レート (F・T) について

同盟レート (Freight Tariff) は、業界の公表価格であり必ずしも実勢価格を反映しているとはいえない面があることから、実情に応じ積算価格 (単価) として適切に査定しなければならない。

5) 荷揚港港湾費等

荷揚港港湾費としては、荷揚港の荷役費と港湾使用料のみを計上する。

荷揚港港湾費は、公定価格がある場合はこれにより、ない場合は4-1-3(7)項に基づく見積により算定する。

なお、第三国に荷揚・通過する場合の通関手数料等は、日本側の負担とする。

6) 荷揚港から現地サイトまでの内陸輸送費

- ①材料（資・機材）：材料（資・機材）単価が輸送費を含めて設定されていない場合、荷揚港から現地サイトまでの輸送費を、被援助国（または第三国）に公的な輸送費算定基準がある場合はこれに準じ、ない場合は4-1-3(7)項に基づく見積もしくは積上げにより算定し、直接工事費の輸送梱包費として計上する。
- ②建設機械：荷揚港から現地サイトまでの往復の輸送費を、上記①項に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。
なお、自走車輛については、現地サイトまでの移動に要する費用（車輛損料、運転経費等）を、4-2-1(3)項に準じ積上げにより算定する。
- ③仮設資・機材：上記に準じ必要な輸送費を算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

7) 現地調達地から現地サイトまでの国内輸送費

- ①材料（資・機材）：材料（資・機材）単価が輸送費を含めて設定されていない場合、調達地から現地サイトまでの輸送費を、被援助国（または第三国）に公的な輸送費算定基準がある場合はこれに準じ、ない場合は4-1-3(7)項に基づく見積もしくは積上げにより算定し、直接工事費の輸送梱包費として計上する。
- ②建設機械：調達地から現地サイトまでの往復の輸送費を、上記①項に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。
なお、自走車輛については、現地サイトまでの移動に要する費用（車輛損料、運転経費等）を、4-2-1(3)項に準じ積上げにより算定する。
- ③仮設資・機材：上記に準じ必要な輸送費を算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

- (注) 1. 現地調達地には、陸続きの近隣第三国も含まれる。
2. 第三国を経由する場合、必要に応じ日本側負担となる通関手数料等を、明確な根拠を提示したうえで計上する。

8) 輸送保険料

輸送保険は、全危険担保（オールリスク）を標準とし、保険の付保条件は、船積港から内陸輸送を含む現地サイト荷卸しまでとする。

輸送保険料は、4-1-3(7)項に基づく保険契約内容・条件等を明確にした見積により保険料率を査定したうえで、下記により算定する。

$$I = E \times 1.1r$$

$$E = C\&P \times 1 / (1 - 1.1r)$$

I : 輸送保険料

E : CIP 価格

C&P : FOB 価格 + 海上輸送費 + サイトまでの内陸輸送費

r : 保険料率 (見積による査定料率)

補足事項：輸送条件について

本ガイドラインで用いられているFOB、C&F、CIF、C&P、CIPは表S4-5の条件による。

表 S4-5 輸送梱包費の条件

項 目	説 明
FOB (Free On Board)	船上渡し価格
C&F (Cost & Freight)	輸送保険料を含まない荷揚港渡しの資・機材費および輸送費
CIF (Cost Insurance & Freight)	輸送保険料を含む荷揚港渡しの資・機材費および輸送料
C & P (Freight/Carriage & Paid to named point of destination)	輸送保険料を含まない目的地渡しの資・機材費および輸送費
CIP (Freight/Carriage & Insurance Paid to named point of destination)	輸送保険料を含む目的地渡しの資・機材費および輸送費

9) 組立解体費

組立・解体を必要とする建設機械の現場への搬入・搬出、複数サイトに亘る場合のサイト間の移動、現場内小運搬等に伴う組立・解体に使用する機械・器具の損料、運転経費および労務費・雑材料費等を、『土木工事積算基準』（国土交通省）等に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

10) サイト間の移動、現場内小運搬等に要する費用

建設機械、仮設資・機材の、複数サイトに亘ることによる移動、現場内での小運搬等に要する費用を、前記 7) 項に準じ算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

4-2-5 その他

(1) 銘板の設置等に要する費用

銘板、ステッカー（ロゴマーク他）等の設置・貼付等に要する費用（労務費、材料費等）は、関係各項に準じ適正に算定する。

(2) その他必要とする費用

前記各項に属さない、特別な費用を必要とする場合は、その理由、実情（状）等を明確に提示したうえで、適宜、適正に算定する。

4-3 共通仮設費

4-3-1 準備費

着手時の準備および工事着手前の調査、準備測量等、通常の準備に要する費用は、下記により算定することを標準とする。

なお、工事内容、現場の実情（状）等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、必要とする費用（労務費、雑材料費等）を、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

$$\text{準備費} = \{ (\text{普通作業員 3 人} \times \text{N 日}) \times \text{労務単価} \} + \text{雑材料費}$$

$$N = N1 (\text{サイトごとの工事施工期間 (日数)} \times 5\%) + N2 + N3 \cdots + Ni$$

$$\text{雑材料費} = \text{労務費合計} \times 10\%$$

4-3-2 仮設建物費

(1) サイト（工事現場）を構成する諸施設の営繕に要する費用

コンサルタント用監理事務所、現場事務所、日本人現場従業員、現地傭人および派遣技能工（コンサルタント要員を除く）宿舎、労働者宿舎、試験室、倉庫および材料加工場、その他各種施設等、サイトを構成する諸施設の営繕（設置・撤去、維持・補修等）に要する費用は、以下により算定する。

1) 施設設置（配置）計画および規模設定等

施設設置（配置）計画および規模設定等にあたっては、工事規模、工事内容、工事工程、サイトの分散状況、現地の労働事情、生活慣習等の諸条件を勘案し、各サイトにおいて必要とする諸施設およびこれらの設置時期、設置期間等を適切に策定するとともに、表 4-13 に基づき必要とする各施設の所要面積を算定したうえで、それぞれの施設規模、仕様、付帯設備等を適正に設定する。

表 4-13 サイトを構成する諸施設所要建坪の算定基準

区分	内訳	所要面積
1. 事務所	(1) コンサルタント用監理事務所 (2) 現場事務所 (3) 会議室	10 m ² /人×平均利用者数 8 m ² /人×平均利用者数 2.5 m ² /人×平均利用者数
2. 宿舍	(1) 日本人現場従業員 ^{(注)1} 、現地傭人 ^{(注)2} および派遣技能工用 (2) 労働者用	最大宿泊者数/日×15 m ² 最大宿泊者数/日×1/3×4~5 m ²
3. トイレ・シャワー室	トイレ・シャワー室	最大利用者数/日×1/3×1/30 ×1.2 m ²
4. 労働者休憩室 (通勤労働者用)	休憩室	最大利用者数/日×1/3×0.5 m ²
5. 試験室、倉庫	(1) 試験室 (2) 一般資・機材倉庫 (3) セメント倉庫	実情(状)による 実情(状)による 最大収容(袋)セメント数量は8段積みで算定する
6. 材料加工場	型枠、鉄筋加工場等	6~8 m ² ×平均作業人数
7. その他	その他	類似建物の基準による

(注) 1. 日本人の現場従業員の範囲等は、4-4-4(1)1項によるものとし、宿舍の規模設定にあたっては、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える日本人現場従業員のみを対象とする(4-4-4(1)4項の補足事項参照)。
2. 現地傭人の範囲等は、4-4-4(2)1項によるものとし、宿舍の規模設定にあたっては、被援助国人および第三人施工管理技術者(宿舍を必要とする場合に限られる)のみを対象とすることを原則とするが、現地の労働事情等からこれによりがたい場合は、その他の現地傭人についても対象とすることができる。

補足事項

1. 諸施設等の設置(配置)計画および規模設定について

必要とする施設の種類および施工管理要員、労働者等の人数は、工事内容、工事工程等の推移により変化するものであり、設置(配置)計画および規模設定にあたっては、経済性の観点から過大とならないよう、諸施設の設置時期、設置期間、設置規模等をこれに適切に対応したものとしなければならない。

特に施設規模については、必ずしも設置全期間を同一規模で固定するものではなく、場合によっては設置期間中においても状況に応じ、適宜、適切に拡大あるいは縮小すべきものであることに留意する。

2. 現地傭人宿舍、労働者宿舍の設置について

現地傭人宿舍、労働者宿舍は、現地の労働事情等から必要とする現地傭人、労働者等が通勤可能範囲内では調達できない場合に限り設置できるものであり、設置することとした場合は、その理由を明確に提示しなければならない。

3. 都市部への連絡事務所の設置について

現場事務所が都市部から遠隔地にあり、かつ、工事規模・内容等から各種施工管理関連業務（関係諸官公庁への各種許認可申請、各種連絡・打合せおよび資・機材調達等）を円滑に進めるうえで必要不可欠と認められる場合は、施工管理体制の一環として都市部に連絡事務所を設置（連絡要員の配置を含む）することができるものとするが、その要否については、基本設計方針検討の段階で、積算方針としてあらかじめ検討・整理するものとする。

なお、連絡事務所の設置に係る費用の算定にあたっては、本項の関連各項に基づき必要最低限のものを計上するものとする。

また、連絡要員を配置する場合は、現地備人とするを原則とし、4-4-4(2)項に基づき算定し、現場管理費の従業員給料・手当（現地備人費）として計上するものとする。

4. 付帯設備について

付帯設備とは、施設（建物）と一体として機能する電気設備（各種配管・配線、照明、避雷針、配電盤類等）、給排水衛生設備（給排水設備、ガス設備等に係る配管、排水設備、消火設備、汚水処理設備、衛生器具設備等）、エアコン本体を除く（エアコン本体については、別項で家具・備品、用具等として取り扱う）空調・換気設備（換気、配管、ダクト等）等であり、経済性の観点から過大とならないよう、施設の用途に応じた適切なものとしなければならない。

2) 設置方法の選定

施設の設置方法は、施設の用途、現地の実情（状）、経済性等の観点から以下の選択肢について総合的に比較・検討したうえで、最も適切と判断されるものを選定する。

- ① 組立ハウスの現地調達あるいは賃貸による仮設
- ② 現地調達の建設資材による仮設（木造、レンガ造、簡易ブロック造等）
- ③ 借家、アパート、ホテル等の借上げ（試験室、倉庫、材料加工場等を除く）

なお、施設を仮設する場合は、設置位置、構造・寸法、仕様、付帯設備等を明示した図面を提示する。

また、現場事務所を仮設する場合は、コンサルタント用監理事務所との併設とすることを原則とする。

補足事項：営繕施設の設置方法等について

4-3-2(1)2)項の営繕施設（現場事務所、宿舍等）の設置方法、選定等についての考え方は、基本的な原則を提示したものであり、現地の実情（状）等によっては、一時的に、あるいは全期間を通じて、提示された複数の方法の組み合わせ、提示された以外の様々（例外的）な方法（車輛搭載の移動ハウス等）等によらざるを得ない（よるべき）場合も想定されるが、このような場合には、その理由を明確に提示したうえで、臨機に適切な組合せ、

方法等を選択するものとする。

なお、様々（例外的）な施設の設置に要する費用の算定にあたっては、4-3-2(1)3)項および関係各項に準拠するものとする。

また、上記に関連して、現場事務所、宿舍等を仮設することとした場合には、仮設・撤去工事期間中においてもこれらを必要とする場合も想定されるが、その間は一時的に借上げとする等、臨機に対応して差し支えないものとする。

3) 施設営繕費の算定

①施設を仮設する場合

付帯設備を含む仮設建物の設置・撤去、維持・補修等に要する費用は、関係各項に準じ適正に算定する。

なお、組立ハウスを構成する仮設部材費は、供用期間に応じた損料とすることを原則とし、4-1-3(7)項に基づく見積により購入価格（損料基礎価格）を査定したうえで、表4-14に基づき算定する。

ただし、これを現地で賃貸する場合は、賃貸条件および供用期間に応じた賃貸料とし、関係各項に準じ適正に算定する。

表 4-14 仮設建物の損料率

単位：%

供用期間	内訳	組立ハウス等の撤去・再利用可能な部材
1年以内		21
2年以内		37
3年以内		50
4年以内		60
5年以内		68

②施設を借上げる場合

借家、アパート、ホテル等の借上げに要する費用は、賃貸条件および供用期間に応じた賃貸料とし、関係各項に準じ適正に算定する。

(2) 事務所の家具・備品、設備、用具等に要する費用

コンサルタント用監理事務所、現場事務所の家具・備品、設備、用具等に要する費用は、以下により算定する。

1) 家具・備品、設備等の配備

家具・備品、設備等は現地調達を原則とし、施設を仮設する場合は、事務所単位（コンサルタント用監理事務所、現場事務所等の設置箇所）ごとに、表4-15を標準として配備する。

施設を借上げる場合は、賃貸条件・内容等を明確に提示したうえで、表 4-15 に提示されたもので、借上施設に配備されていないものがあれば、上記に準じ配備する。

なお、上記以外に、寒冷地における暖房器具等、特別の事情から特に必要とするものについては、その理由を明確に提示することにより、別途、追加配備することができる。

(注) 例外的な仮設方法等によるものについても、実情(状)に応じ、本項に基づき、適宜、適切に配備する(4-3-2(1)2)項の補足事項参照)。

表 4-15 事務所の家具・備品、設備

区分	種別	品名	規格	単位	数量
事務室	家具・備品	机	事務用	脚/人	平均利用者数
		椅子	事務用	脚/人	平均利用者数
		応接セット		式	1
	書棚		式	1	
電気機器	エアコン		式	1	
	冷蔵庫		台	1	
	テレビ(衛生放送等の受信アンテナを含む)		台	1	
会議室	家具・備品	テーブル	会議用	式	1
		椅子	会議用	脚/人	平均利用者数
		黒板		式	1
	電気機器	エアコン		式	1
テレビ(衛生放送等の受信アンテナを含む)			台	1	
ビデオデッキ			台	1	

2) 家具・備品、設備費の算定

家具・備品、設備費は、供用期間に応じた損料とすることを原則とし、4-1-3(7)項に基づく見積りにより購入価格(損料基礎価格)を査定したうえで、表 4-16 に基づき算定する。

ただし、これらを現地で賃貸する場合は、賃貸条件および供用期間に応じた賃貸料とし、関係各項に準じ適正に算定する。

表 4-16 家具・備品・設備の損料率

単位：％

内訳 供用期間	家具・備品		電気機器
	木製	金属製	
1年以内	25	14	28
2年以内	44	26	48
3年以内	58	37	63
4年以内	68	46	73
5年以内	76	54	81

3) 用具等その他関連諸雑費の算定

施設を仮設する場合は、上記家具・備品、設備等のほか、雑備品、雑設備、用具等（ラジオ、清掃用具、ガスコンロ、電気コンロ、ポット、茶器、灰皿、その他雑品・消耗品等）に要する費用およびこれら備品、設備等の据付に要する費用等を、その他関連諸雑費として下記により算定する。

なお、施設を借上げる場合あるいはその他の例外的な仮設方法等による場合であっても、これによることができるものとするが、配備される家具・備品、設備等との関係（配備するものが少ない、あるいは賃貸内容に含まれる等）から定率によることがそぐわないと判断される場合は、実情（状）に応じ必要とするものを、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

$$\text{その他関連諸雑費} = \text{家具・備品、設備費合計} \times 15\%$$

(3) 宿舍等の家具・備品、設備、用具等に要する費用

日本人現場従業員、現地傭人および派遣技能工（コンサルタント要員を除く）宿舍、労働者宿舍等の家具・備品、設備、用具等に要する費用は、以下により算定する。

1) 家具・備品、設備等の配備

家具・備品、設備等は現地調達を原則とし、日本人現場従業員、現地傭人および派遣技能工（コンサルタント要員を除く）宿舍を仮設する場合は、宿舍単位（設置箇所）ごとに、表 4-17 を標準として配備する。

労働者宿舍を仮設する場合は、宿舍単位（設置箇所）ごとに、現地の生活慣習等を勘案のうえ、表 4-17 から最低限必要とするものを抽出し配備する。

これらの施設を借上げる場合は、賃貸条件・内容等を明確に提示したうえで、日本人現場従業員等宿舍については、表 4-17 に提示されたもので、労働者宿舍については、最低限必要としたもので、それぞれ借上施設に配備されていないものがあれば、上記に準じ配備する。

なお、上記以外に、寒冷地における暖房器具等、特別の事情から特に必要とするものについては、その理由を明確に提示することにより、別途、追加配備することができる。

また、労働者が通勤する現場において、宿舍に替えて労働者休憩室を設置する場合も、上記に準じ、適宜、適切に必要なものを査定し配備する。

(注) 例外的な仮設方法等によるものについても、実情(状)に応じ、本項に基づき、適宜、適切に配備する(4-3-2(1)2)項の補足事項参照)。

表 4-17 宿舍等の家具・備品、設備

室名	種別	品名	規格	単位	数量
居室	家具・備品	ベッド	シングル	台/人	平均利用者数
		机		脚/室	1
	椅子	脚/室	1		
	電気機器	エアコン		式	1
談話室	家具・備品	応接セット		式	1
	電気機器	テレビ(衛生放送等の受信アンテナを含む)		台/室	1
		ビデオデッキ		台/室	1
		エアコン		式	1
食堂	家具・備品	テーブル		式/室	1
		椅子		脚/人	平均利用者数
		厨房機器		式/室	1
	電気機器	冷蔵庫		台/室	1
		エアコン		式	1

(注) 1. 日本人現場従業員の範囲等は、4-4-4(1)1)項によるものとし、平均利用者数の算定にあたっては、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える日本人現場従業員のみを対象とする(4-4-4(1)4)項の補足事項参照)。

2. 現地傭人の範囲等は、4-4-4(2)1)項によるものとし、平均利用者数の算定にあたっては、被援助国人および第三人施工管理技術者(宿舍を必要とする場合に限られる)のみを対象とすることを原則とするが、現地の労働事情等からこれによりがたい場合は、その他の現地傭人についても対象とすることができる。

2) 家具・備品、設備費の算定

家具・備品、設備費は、供用期間に応じた損料とすることを原則とし、4-1-3(7)項に基づく見積りにより購入価格(損料基礎価格)を査定したうえで、表4-16に基づき算定する。

ただし、これらを現地で賃貸する場合は、賃貸条件および供用期間に応じた賃貸料とし、関係各項に準じ適正に算定する。

3) 用具等その他関連諸雑費の算定

施設を仮設する場合は、上記家具・備品、設備等のほか、雑備品、雑設備、用具等（ラジオ、電気スタンド、寝具、浴場・洗面用具、清掃用具、ポット、食器、茶器、その他雑品・消耗品等）に要する費用およびこれら備品、設備等の据付に要する費用等を、その他関連諸雑費として下記により算定する。

なお、施設を借上げる場合あるいはその他の例外的な仮設方法等による場合であっても、これによりすることができるものとするが、配備される家具・備品、設備等との関係（配備するものが少ない、あるいは賃貸内容に含まれる等）から定率によることがそぐわないと判断される場合は、実情（状）に応じ必要とするものを、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

$$\text{その他関連諸雑費} = \text{家具・備品、設備費合計} \times 15\%$$

(4) 土地の借上げに要する費用

仮設建物費に係る仮設建物等を設置するため、土地の借上げを必要とする場合は、実情（状）に応じ借地料を適正に算定する。

(5) 労働者の輸送に要する費用

労働者の通勤輸送等を必要とする場合は、調達車輛によることを標準とするが、現地の実情（状）により船舶その他特殊な輸送手段によらざるを得ない場合、公共輸送機関を利用できる場合等は、それによるものとし、以下により算定する。

1) 調達車輛による場合

調達車輛による場合は、サイトの分散状況、工事工程、輸送人員、現地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に勘案し、調達方法(4-2-1(3)3)～6)項に準じ選定・整理する)、車輛種別（大・中・小型トラック、バス等）、仕様、所要台数、供用日数（拘束期間）、運転（稼動）日数、運転日あたり運転時間（通勤所要時間）等を適切に設定したうえで、車輛損料、賃貸料、運転経費等、必要とする費用を、4-2-1(3)項および関係各項に準じ適正に算定する。

なお、輸送（回送）経費を必要とする場合は、4-2-4項に基づき算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

また、自動車保険を必要とする場合は、4-4-3(2)項に基づき料金を算定し、現場管理費の保険料として計上する。

2) その他の場合

船舶その他特殊な輸送手段によらざるを得ない場合、公共輸送機関を利用できる場合等は、実情（状）に応じ必要とする費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

4-3-3 工事施設費

(1) サイトの仮囲いに要する費用

4-3-2 (1) 項により諸施設を設置するサイトの安全管理、盗難防止等のための仮囲いを必要とする場合は、表 4-18 により算定することを標準とするが、現場周辺の環境等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、適切なタイプを選択し、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

なお、諸施設を設置しないサイトにおいて、仮囲いを必要とする場合は、より簡便なものを設置することとし、関係各項に準じ適正に算定する。

表 4-18 仮囲い標準歩掛表

延長 1mあたり

種類	規格	単位	数量	備考
切丸太	φ80mm、L=3.0m	本	0.916	消耗品
正角材		M ³	0.015	同上
波板亜鉛鉄板	W=750×H1800	枚	1.30	同上
笠釘・釘		Kg	0.320	同上
大工	加工、仮設、撤去	人	0.08	全被援助国共通
普通作業員	仮設、撤去	人	0.04	同上
諸雑費	上記合計の	%	10	

(注) 工事期間中に作業基地を移設する場合は、切丸太、波板鉄板等の転用を考慮する。

また、切丸太、その他消耗品は現地調達を原則とし、4-1-3 (7) 項に基づく見積りにより購入価格を査定する。

(2) 工食用道路に要する費用

工食用道路を必要とする場合は、以下によることを基本とし、関係各項に準じ適正に算定する。

- 1) 工食用道路は、工事現場内（敷地内）に限り日本側負担とすることが原則であり、工事サイトまでの取付道路については、被援助国が負担すべきものであることに留意する。
 - 2) 地盤（現況）上をそのまま通行できず、工食用道路として整備することが必要な場合は、現地盤（現況）上に砂利舗装（敷砂利厚 20 cm）することを標準とする。
 - 3) 工食用道路の幅員は 4m とし、必要に応じ退避所を設置することを標準とする。
 - 4) 工食用道路の維持管理（補修）としては、不陸整正を月 1 回、砂利補充を 6 ヶ月に 1 回（補充量は当初購入敷砂利量の 15%）を行うことを標準とする。
 - 5) 上記工食用道路の造成、補修等の工事内容は、ブルドーザーによる素地整正、砂利の敷均し・締固めのみとすることを原則とする。
- なお、使用するブルドーザーは 15 t を標準とするが、本体工事でブルドーザーを使用する場合は、当該機種によるものとする。

- 6) 工事規模、既存道路との整合、周辺環境への配慮等、特別の事情から上記各項によりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、適切な幅員、舗装構造（アスファルト舗装等）を選択することができる。
- 7) 地形状況、地盤状況等により切取、盛土、地盤改良等を必要とする場合は、その判断の根拠となる地形図、縦横断図、地盤調査資料等を提示する。

4-3-4 環境安全費

(1) 安全施設類の設置に要する費用

安全施設類の設置に要する費用は、表 4-19 に示された安全施設類から必要とされるものを抽出し、下記により算定する。

なお、想定安全施設類は、工事規模、工事内容、現場環境等に適合したものとするとともに、準備数量を各現場間の転用等も考慮し適切に設定する。

また、安全施設類は現地調達を原則とし、4-1-3 (7) 項に基づく見積りにより購入価格（損料基礎価格）を査定する。

$$\text{資・機材費（全損）} = \Sigma [\text{各安全施設類の資・機材準備数量} \times \{ \text{資・機材購入価格} \times 90\% (\text{損料限度額}) \}]$$

$$\text{設置、撤去、補修等に要する費用} = \text{資・機材費合計} \times 10\%$$

表 4-19 標準的な安全施設類

工事予告板、各種掲示板、交通標識、注意標識、保安灯、バリケード、カラーコーン、安全（トラ）ロープ、安全ネット、消火器等

(2) 交通管理に要する費用

工事用車両の通行、現場への出入に伴う交通事故等の公衆災害および機械作業に伴う労務災害事故防止等のための交通整理員、重機械類の誘導員等の配置を必要とする場合は、現場周辺の交通事情、現場の実情（状）、工事工程等に応じた適切な要員配置体制を策定したうえで、これらの要員に係る費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

(3) 安全管理、安全対策等に要する費用

サイト内全般の安全管理上の監視、資・機材置場等の盗難防止等のための保安要員の

配置を必要とする場合は、現場周辺の環境、現場の実情（状）、工事工程等に応じた適切な要員配置体制を策定したうえで、これらの要員に係る費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

（４）隣接物等の養生等に要する費用

工事施工に伴って発生する隣接物等の汚損・毀損および騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための調査、仮施設（設備）等を必要とする場合は、実情（状）に応じ当該調査に要する費用および当該施設（設備）の設置、撤去、維持管理等に要する費用ならびに当該施設（設備）の供用期間中の損料、賃貸料、運転経費等、必要とする費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

補足事項：隣接物等の養生等に要する費用の取り扱いについて

隣接物等の養生等に要する費用は、現地調査・協議等の結果からなんらかの対策を必要とすることが明確な場合に限り計上できるものであり、これらの要否および要とした場合の対策内容等については、基本設計方針検討の段階で、積算方針としてあらかじめ検討・整理するものとする。

4-3-5 動力用水光熱費

工事施工および仮設建物（コンサルタント用監理事務所、現場事務所、宿舍等）等に必要電力、用水、ガス等の供給設備の設置に要する費用、基本料金、電力設備用工事負担金等の費用ならびに使用料金等、必要とする費用は、以下により算定する。

なお、コンサルタント用監理事務所、現場事務所、宿舍等の諸施設を借上げる場合は、賃貸条件・内容等を明確に提示したうえで、別途、負担すべきものがあれば上記に準じ算定する。

（１）電力・用水等の供給設備の設置等に要する費用

電力・用水等を被援助国供給機関から購入する場合は、各供給機関設備からの受電設備、配水設備、ガス配給設備等の設置、撤去、補修等に要する費用を、自家発電、自家水道等による場合は、自家発電設備（発電機、配電線等）、自家水道設備（井戸、ポンプ、発電機、配水管等）等の設置、撤去、補修等に要する費用および当該設備の供用期間中の損料、賃貸料、運転経費等を、4-2-1(4)項に準じ算定する。

（２）電力・用水等の基本料金、工事負担金等

電力・用水等を被援助国供給機関から購入する場合は、電力、水道、ガス等の基本料金および電力設備用工事負担金等を、各供給機関の規定する料金体系に基づき算定する。

(3) 電力・用水等の使用料金

電力・用水等を被援助国供給機関から購入する場合は、電力、水道、ガス等の使用料金を、稼働させる機械・器具・設備等固有の時間（日）あたり消費量（「建設機械等損料算定表」等に基づき算出）と各供給機関の規定する料金体系に基づき個別に算定する。

（注） コンサルタント用監理事務所分の電力、水道、ガス等の基本料金、使用料金等は施工監理費（間接経費）に含まれるので計上できない。

補足事項：諸施設における電力・用水等の使用量について

1. 用水使用量は、宿舍 120 リットル/人日、事務所 50 リットル/人日を標準として算定する
2. 算定電力使用量に基づき発動発電機の規格を設定する場合は、昼間、夜間それぞれの使用量のうち、最大需要量と需要率・力率等を勘案し適正に設定する。
3. 燃料用ガスの使用量は、宿舍 2m³/人月、事務所 1m³/人月を標準として算定する。

4-3-6 技術管理費

(1) 品質管理試験等に要する費用

施工管理計画に基づく各種品質管理試験（コンクリート、骨材類、鉄筋・鋼材類、各種材料、溶接等）に要する費用は、現地に適当な試験実施機関がある場合はこれを利用することとし、当該試験実施機関の定める料金により算定する。

適当な試験実施機関がない場合および現場で実施する試験、特殊な品質管理等（平板載荷試験、その他各種原位置試験、各種測定計器の設置・撤去および測定等）については、実情（状）に応じ試験、測定機械・器具費、運転経費、材料費（消耗品を含む）、労務費等、必要とする費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

なお、試験、測定機械・器具等の準備数は、一組とすることを原則とするが、サイトの分散状況、施工工程等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、適宜、適切な準備数とすることができる。

また、試験、測定機械・器具費は、供用期間に応じた損料とすることを原則とし、適宜、適切な調達先（現地・第三国・日本等）を選定し、4-1-3(7)項に基づく見積により購入価格（損料基礎価格）を査定したうえで、「算定表」に準じ算定する。

ただし、汎用性のない特殊な試験、測定機械・器具等については全損とし、購入価格（損料基礎価格）の 90%（損料限度額）を計上することができる。

補足事項：品質管理試験等について

品質管理のための各種試験等は、工事仕様と密接に関連したものであり、E/N後の設計図書において適切に指示（試験項目、内容、頻度、管理基準等）すべきものであることに留意する。

(2) 施工管理（品質、出来形、工程管理等）に要する資・機材等の費用

施工管理計画に基づく出来形管理のための測量、図面作成、写真管理および工程管理のための資料作成等、施工管理全般に係る資・機材等（機器、備品、付帯用具、消耗品等）に要する費用は、以下により算定することを標準とする。

なお、工事内容の特殊性等からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

1) 機器、備品等

機器、備品等に要する費用は、表 4-20 に基づく供用期間に応じた損料により算定する。

なお、標準的な施工管理機器・備品等の準備数は、表 4-20 に提示した数量によることを原則とするが、サイトの分散状況、施工工程等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、適宜、適切な準備数とすることができる。

2) 付帯用具、消耗品等

付帯用具、消耗品等に要する費用は、表 4-20 に記載したものを標準（準備数を変更した場合も含む）とすることを前提として、下記により算定する。

$$\text{付帯用具、消耗品等費} = \text{機器、備品費合計} \times 25\%$$

(注) 施工管理業務（測量、写真撮影等）に伴う諸雑費（雑材料費、労務費等）を含む。

表 4-20 施工管理資・機材費算定基準

種別	機器、備品名	規格	基礎価格 (台/千 円)	単 位	数 量	供用期間に対する損料率 (%)					付帯用具、消耗品 等
						1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	
測量機器	オートレベル (付属品一式込)	防水	140	台	2	37	60	75	84	90	箱尺、ボール、測 量ピン、スチール テープ、ナイロン テープ、野帳、各 種文房具等一式
	セオドライト		450	台	1	37	60	75	84	90	
製図機器 備品	自動製図器 (CAD) (付属品一式、製図台 を含む)		550	台	1	37	60	75	84	90	製図板、製図用 紙、製図用フィル ム、図面ファイ ル、製図器、定規 類、各種文房具等 一式
	図面保管棚		60	個	1	14	26	37	46	54	
写真機器	コンパクトカメラ (付属品一式込)	200万 画素以 上	30	台	2	37	60	75	84	90	黒板、フィルム、 アルバム、現像・ プリント料、各種 文房具等一式
	デジタルカメラ (付属品一式込)		40	台	1	37	60	75	84	90	
OA 機器	パソコン (プリンター等の周 辺機器一式込)		300	台	2	32	54	68	79	85	コピー用紙、イン クリボン、トナ ー、フロッピー、 各種文房具等一 式
	複写機 (コピーマシ ン) (付属品一式込)		500	台	2	37	60	75	84	90	

(3) その他特別な施工管理等に要する費用

現場条件、工事内容等により特別な施工管理および技術的判断に必要な資料の作成等
を必要とする場合は、実情(状)に応じ必要とする費用を、関係各項に準じ適正に算定
する。

4-3-7 屋外整理清掃費

(1) 通常の跡片付および整理・清掃等に要する費用

屋外および敷地周辺の跡片付および工事期間中の整理・清掃等に要する費用は、下記
により算定することを標準とする。

なお、工事内容、現場の実情(状)等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その
理由を明確に提示することにより、別途、必要とする費用(労務費、雑材料費等)を、
関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

屋外整理清掃費 = { (普通作業員 3 人 × N 日) × 労務単価} + 雑材料費

$N = N_1 \{ \text{サイトごとの工事施工期間 (日数)} \times 5\% \} + N_2 + N_3 \cdots + N_i$

雑材料費 = 労務費合計 × 10%

(2) その他整理・清掃等に要する費用

屋外および敷地周辺の跡片付および工事期間中の整理・清掃等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出、処理等を必要とする場合は、実情（状）に応じ必要とする費用（労務費、機械経費等）を、関係各項に準じ適正に算定する。

4-3-8 機械器具費

共通的な工事用機械器具（揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用は、4-2-1(3)項に基づくとともに、関係各項に準じ適正に算定する。

4-3-9 輸送梱包費

建設機械、仮設資・機材等の調達地（日本、第三国、現地）から現地サイトまでの輸送・梱包（建設機械の自走による移動を含む）および複数サイトにわたる場合のサイト間の移動、現場内小運搬ならびに建設機械の組立・解体等に要する費用は、4-2-4項に基づくとともに、関係各項に準じ適正に算定する。

なお、共通仮設費を構成する各項に係る材料（資・機材）、建設機械、仮設資・機材、各種試験、測定機械・器具等、家具・備品、設備、用具等、労働者輸送用車輛および現場管理費に係る管理用車輛等について、これらの費用を必要とする場合についても、4-2-4項に基づき算定し、本項に計上する。

4-3-10 その他

(1) 工事案内板の設置に要する費用

1) 設置基準等

工事案内板は、広報活動の一環として工事目的、工事内容、工事工程、工事目的物完成形態等、広報上必要とする事項を一般的に理解できるよう適切に表示したうえで、各サイト（工事現場）および広報効果の期待できる要所に設置するものとし、現地調達材料による木製フレーム・亜鉛鉄板板面・油性塗料仕上げ、独立支柱タイプとすることを標準とするとともに、形状・寸法については図 4-3 によることを、設置数量については表 4-21 によることを、それぞれ標準とする。

なお、工事内容、現地の実情（状）等、特別の事情からこれによりがたい場合は、

その理由を明確に提示することにより、別途、実情（状）に応じた規格、形状・寸法、数量等とすることができる。

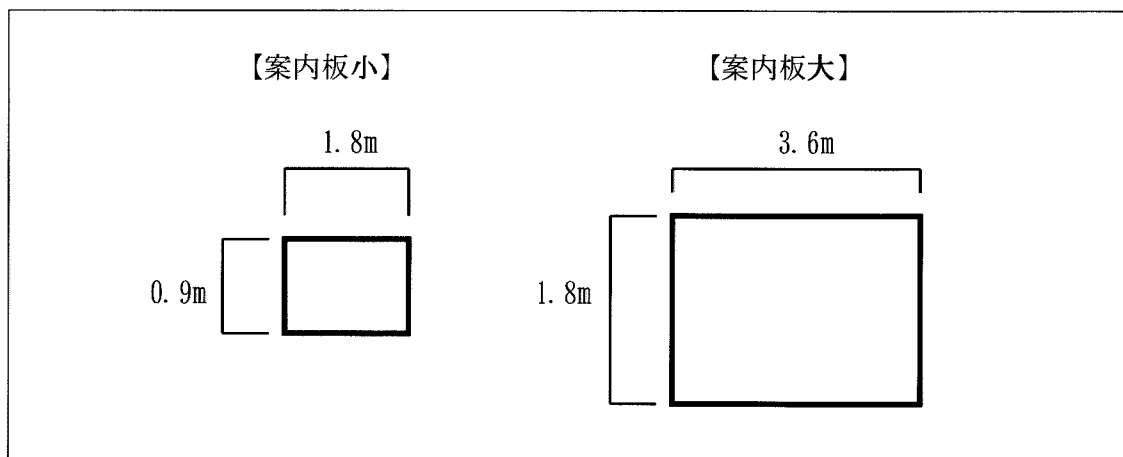


図 4-3 工事案内板の形状・寸法

表 4-21 工事案内板の数量

単位：枚

案内板の規格 \ サイト数 (工事現場数)	1	2	3	3<N
大	1	2	3	N
小	2	4	6	2N

補足事項：工事案内板の設置について

工事案内板は、広報活動の一環として設置するものであり、E/N後の設計図書において適切に指示（表示内容、設置基準等）すべきものであることに留意する。

2) 設置費の算定

工事案内板の製作、設置・撤去等に要する費用は、4-1-3(7)項に基づく見積りにより算定することを標準とするが、前述した特別の事情等からこれによりがたい場合は、別途、関係各項に準じた積上げにより算定することができる。

(2) その他必要とする費用

前記各項に属さない、特別な費用を必要とする場合は、その理由、実情(状)等を明確に提示したうえで、適宜、適正に算定する。

4-4 現場管理費

4-4-1 労務管理費

(1) 募集、解散費

現場労働者（派遣技能工を含む）に係る募集および解散に要する費用（被援助国人、第三人労働者の赴任旅費及び解散手当を含む）は、厚生費、被服費、食事・通勤等費、災害時事業主負担金を併せた労務管理費として、下記により算定する。

$$\text{労務管理費（千円）} = A \times B / 100$$

A：{（直接工事費合計＋共通仮設費合計）－輸送梱包費^(注)}（千円）

B：労務管理費相当率（%）

表 4-22 労務管理費率表

単位：%

A 区分(用途)		2.5億円以下	2.5億円を超えるもの
		B	小学校、 中学校
医療施設 研究施設	1.64		$211096 \times A^{-1} + 0.80$
訓練施設、 高校、大学	1.80		$197070 \times A^{-1} + 1.01$
水産施設	0.93		$109416 \times A^{-1} + 0.493$
その他施設	1.04		$85759 \times A^{-1} + 0.70$

(注) 上記算定式において控除される輸送梱包費は、直接工事費および共通仮設費に係る資・機材の単価に含まないものとして算定されたすべての輸送梱包費とする。

(2) 厚生費

現場労働者（派遣技能工を含む）に係る慰安・娯楽および厚生に要する費用は、(1)項により算定する。

(3) 被服費

現場労働者（派遣技能工を含む）に係る直接工事費および共通仮設費に含まれない作業用具・作業用被服の費用は、(1)項により算定する。

(4) 食事・通勤等費

現場労働者（派遣技能工を含む）に係る賃金以外の食事、通勤等に要する費用は、(1)項により算定する。

(5) 災害時事業主負担金

労災保険法などによる給付以外に災害時に事業主が負担する費用は、(1)項により算定する。

4-4-2 安全・衛生費

現場労働者（派遣技能工を含む）の安全・衛生管理等に要する費用および研修訓練等に要する費用は、下記により算定する。

$$\text{安全・衛生費（千円）} = A \times B / 100$$

A：{（直接工事費合計＋共通仮設費合計）－輸送梱包費^(注)}（千円）

B：安全・衛生費相当率（%）＝ $21900 \times A^{-1} + 0.073$

ただし、 $A \leq 1.5$ 億円の場合は、0.22%とする。

(注) 上記算定式において控除される輸送梱包費は、直接工事費および共通仮設費に係る資・機材の単価に含まないものとして算定されたすべての輸送梱包費とする。

4-4-3 保険料

(1) 工事保険

1) 工事保険の内容、付保条件等

工事保険は、建設工事保険（建築工事を対象）、土木工事保険（土木工事を対象）、組立保険（機械、鋼構造物の据付、組立工事を対象）の中から工事内容に応じ、適宜、適切に選択あるいは組合わせて付保する。

なお、これらの工事保険には、特約条項として火災危険担保特約、損害賠償責任担保特約を付加して契約することができる。

2) 工事保険料の算定

工事保険料は、4-1-3 (7) 項に基づく保険契約内容・条件等を明確にした見積により保険料率を査定したうえで、下記により算定する。

$$\text{工事保険料} = (A + B + C + D) \times \beta$$

A: 直接工事費合計額

B: 共通仮設費合計額

C: 当該工事保険料（その他損害保険料を含む）を除く現場管理費合計額

D: 当該工事保険料（その他損害保険料を含む）を除く工事原価（一般管理費等算定対象工事原価）を対象として算定された一般管理費等額（4-6 一般管理費等の項参照）

β : 保険料率（上記工事費を対象とした見積による査定料率）

(2) その他損害保険

1) その他損害保険の内容、付保条件等

その他の損害保険としては、工事期間中の火災による損害を担保する火災保険、第三者に与えた損害を担保する賠償責任保険についてのみ付保できるものとし、必要に応じ、工事保険契約の特約条項（火災危険担保特約、損害賠償責任担保特約）として、工事保険契約に付加して契約することを原則とする。

なお、法定外の労働災害総合保険、工所用機械・器具等に係る動産総合保険、機械保険等は、原則として付保できないものとする。

2) その他損害保険料の算定

その他損害保険料は、工事保険と併せて(1)項により算定することを原則とする。

(3) 自動車保険

1) 自動車保険の内容、付保条件等

自動車保険は対人・対物・車輻について、購入（損料）あるいは供与（当該工事施工に使用する場合）した工所用車輻（ダンプトラック、トラッククレーン等の公道を自走できる建設機械）、労働者の通勤輸送用車輻、現場管理用車輻に付保できるものとするが、契約内容・条件等は被援助国関連法規、現地の実情、使用状況等に応じた必要最小限のものとする。

なお、賃貸車輻は、原則として自動車保険の対象とはならない。

(注) ここでいう自動車保険とは、「建設機械等損料算定表」の機械器具等損料に含まれる保険料とは別の、被援助国の交通法規等に基づく強制保険もしくは任意保険等のことである。

2) 自動車保険料の算定

自動車保険料は、4-1-3 (7) 項に基づく保険契約内容・条件等を明確にした見積りにより保険料あるいは保険料率を査定したうえで、下記により算定する。

自動車保険料＝対人賠償保険料＋対物賠償保険料＋車輛保険料（車輛価格× α ）

α ：車輛保険料率（上記車輛価格を対象とした見積りによる査定料率）

4-4-4 従業員給料・手当

(1) 日本人現場従業員人件費

1) 日本人現場従業員の範囲、格付および配置体制

①日本人現場従業員の範囲

日本人現場従業員の範囲は、以下のとおりとする。

なお、日本人現場従業員とは、日本の施工業者が派遣する施工管理要員（社員）であることを前提とする。

- a. 所長：契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行う統括管理者（日本の公共工事標準請負契約約款における現場代理人に相当）
- b. 主任技術者：当該工事現場における工事施工の技術上の総括管理者（日本の公共工事標準請負契約約款における主任技術者に相当）
- c. 事務管理者：当該工事現場における事務、資材関係の総括管理者
- d. 施工管理者：工事に必要な測量を行う専門技術者、各種工事の施工管理、品質管理等を行う専門技術者（日本の公共工事標準請負契約約款における専門技術者に相当）

補足事項：日本人現場従業員の範囲等について

1. 施工管理者の範囲について

施工管理者としては、一般的に以下のような分野の専門技術者が想定される。

- (1) 建築工事等の専門技術者
- (2) 電気設備工事等の専門技術者
- (3) 機械設備（給排水衛生・空調等）工事等の専門技術者

2. 専門技術者に求められる経験、資格等について

施工管理等に従事する専門技術者には、十分な専門知識と当該分野における一定期間の実務経験を有することが求められることに留意する。

②日本人現場従業員の格付

日本人現場従業員の格付（必要とする技術レベル）の基本となる職階は、国（国土交通省等）の基準等における職階（調査・設計業務等職種）に準拠するものとし、表4-23を標準とする。

なお、日本人現場従業員の各役割に対する格付（号）は、以下によることを原則とするが、工事の内容、技術的難易度等からこれによりがたいと判断される場合は、その理由を明確に提示することにより、さらに上位の格付（号）を選択することができる。

- a. 所長 : 2号以下
- b. 主任技術者 : 2号以下
- c. 事務管理者 : 3号以下
- d. 施工管理者 : 3号以下

表 4-23 日本人現場従業員の職階、格付（号）

国の基準等に準拠した職階	格付（号）
技師長	1号
主任技師	2号
技師A	3号
技師B	4号
技師C	5号
技術員	6号

補足事項：日本人現場従業員の格付の取り扱いについて

原則として提示した格付の上限は、全ての案件に画一的に適用すべきものではなく、工事規模・内容、技術的難易度、被援助国、現地サイトの特情等を勘案し、その都度、適切に判断すべきものであることに留意する。

参考として、以下に一般論としての所長、主任技術者の格付を 2 号とすることが妥当と考えられるケースを例示する。

1. 大規模案件、特に建築、土木の複合した案件等
2. 工事内容、工程等が輻輳し、関連工事との調整も伴う等、工程管理が難しい案件
3. 技術的な難易度が高く、高度な判断力が求められる案件
4. 被援助国、現地サイトの状況等が複雑、微妙で、適切な対応が求められる案件

いずれにしても、格付の取り扱いについては、要員配置体制と併せて基本設計方針検討の段階で、積算方針としてあらかじめ検討・整理するものとする。

③日本人現場従業員の配置体制

日本人現場従業員の配置体制は、想定施工計画策定の一環として策定されるものであり、工事規模・内容、技術的難易度、サイトの分散状況等、それらを踏まえた施工方法・工程計画等を総合的に検討のうえ、現地備人との業務分担を明確に整理する等、現地備人計画との整合・調整も図りつつ、以下の原則を踏まえたうえで、必要とする要員数（役割分担）・格付（必要とする技術レベル）、各要員の配置期間（業務日数）等を適切に査定することにより、最も合理的な体制とする〔2-3-3(2)項、2-3-4(2)、(3)項参照〕。

- a. 所長、主任技術者、事務管理者および各施工管理者は、これを兼ねることができ、工事の難易度に応じ適切に配置する。
- b. 主任技術者、事務管理者を専任とする場合は、1名を原則とする。
ただし、工事規模・内容、サイトの分散状況等から、これによりがたいと判断される場合は、その理由を明確に提示することにより、複数配置することができる。
- c. 各施工管理者は、当該分野（工種）の工事が併行して複数サイトにわたり施工される場合、その必要性（工事工程、工事規模、技術的難易度等）を明確に提示することを前提として、複数配置することができる。
- d. 付帯的な分野（工種）については、主体的な分野（工種）の施工管理者の兼任考慮する。
- e. 日本人施工管理者と現地備人（施工管理技術者）を併せて計画する場合、業務分担を明確に整理し、業務が重複しないよう適切に配置する。
- f. 期分け工事で、各期の工事が重複（競合）して施工される場合でも、所長は1名を原則とする。所長以外の現場従業員（日本人、現地備人とも）についても、そのことのみを理由として重複配置することは認められない。あくまでも上述

した基本原則等に基づき適切に計画・配置する。

補足事項：日本人現場従業員（施工管理者）の配置体制について

本項における日本人現場従業員（施工管理者）の配置体制については、一般的な原則を述べたものであり、個々の案件ごとの具体的な配置計画の策定にあたっては、必要とする技術レベル等を有する現地備人（被援助国人、第三人施工管理技術者）が、4-4-4(2)項（現地備人費の項）の諸原則に従い調達（雇用）可能な場合は、極力これを活用することとし、日本人現場従業員（施工管理者）の配置は、必要最小限におさえるべきものであることに留意する。

なお、日本人現場従業員（施工管理者）の配置体制、所要経験・資格等については、E/N後の設計図書において適切に指示すべきものであることにも留意する。

2) 日本人現場従業員の派遣原則

①派遣期間（月数）

日本人現場従業員の派遣（業務）期間は、以下によることを原則とする。

なお、派遣（業務）期間は、工事工程表に基づき算定するものとする（2-3-4(1)項参照）。

- a. 所長 : 現地滞在期間（工事着手日より工事竣工引渡し完了日まで）
主任技術者 : および出発地から現場までの往復に要する最短の期間
事務管理者
- b. 施工管理者 : 現地滞在期間（担当工事（業務）の着手日より完了日まで）お
よび出発地から現場までの往復に要する最短の期間

（注） 関連事項：4-1-3(11)、(12)項を参照

②業務期間対象外となる期間

以下の期間は、業務期間対象外とすることを原則とする。

- a. 工事着手前および工事竣工引渡し後の現地滞在期間
- b. 派遣前および帰国後の国内業務期間

3) 日本人現場従業員の賃金（月額）

日本人現場従業員の賃金は、それぞれの格付（号）に応じ、表 4-23 における職階（調査・設計業務等職種）別に設定された基準日額単価に基づき、下記により算定する。

格付（号）別賃金（月額）＝A×B

A：積算時点直近の職階別基準日額単価

B：月あたり平均稼働日数＝20日

補足事項：基準日額単価について

国の基準等における職階（調査・設計業務等職種）別基準日額単価は、給料、賞与、退職金（退職金および退職給与引当金繰入額）、法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額ならびに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額）を合せた賃金総額を、月あたり平均稼働日数に基づく日額単価に換算したものである。

4) 日本人現場従業員の手当

①在外勤務手当（月額）

現地滞在期間が6ヶ月（180日）を超える日本人現場従業員については、その全滞在期間について在外勤務に係る手当を支給するものとし、3) 項によりそれぞれの格付（号）に応じ設定された賃金（月額）に基づき、下記により算定する。

なお、現地滞在期間が6ヶ月（180日）以下の日本人現場従業員については、出張手当としての日当、宿泊費を支給するものとし、4-4-5(2)、(3) 項により算定し、現場管理費の旅費・日当・宿泊費として計上する。

格付（号）別在外勤務手当（月額）＝格付（号）別賃金（月額）×A×B

A：基本給算出率＝0.6（60%）

B：手当支給率＝0.6（60%）

補足事項：日本人現場従業員に係る在外勤務手当等の支給について

日本人現場従業員に係る在外勤務手当、日当、宿泊費等の支給についての基本的な考え方としては、現地滞在期間が6ヶ月（180日）を超える場合は、転勤による長期赴任業務、現地滞在期間が6ヶ月（180日）以下の場合は、短期出張業務として位置付けることとした。

この前提に基づき、転勤扱いとなる日本人現場従業員については、在外勤務手当を、出張扱いとなる日本人現場従業員については、在外勤務手当に替えて出張手当としての日当、

宿泊費を支給することとして整理した。

これに関連し、転勤扱いとなる日本人現場従業員については、共通仮設費の仮設建物費に係る仮設宿舍あるいは借上宿舍に宿泊することが前提であるが、出張扱いとなる日本人現場従業員についても、時と場合によっては、これら宿舍に宿泊せざるを得ない場合も想定されるが、現実的には出張扱いとなる日本人現場従業員を除外した施設規模での短期的な対応は可能と思われることから、出張扱いとなる日本人現場従業員については、出張手当によるホテル泊を原則とし、これら宿舍の施設規模設定対象要員とはしないこととして整理した。

②休日、時間外勤務手当等

在外勤務手当以外の手当としては、休日、時間外、夜間、深夜、交替勤務手当等の諸手当（割増賃金）を必要とする場合が想定されるが、これらの手当は、特定工種において施工条件、施工方法等により休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務等による業務を必要とする場合に限り、当該業務に従事する日本人現場従業員を特定したうえで、別途、支給することができる。

（注） 関連事項：4-2-1(1)1)①項の補足事項を参照

5) 日本人現場従業員人件費の算定

日本人現場従業員の人件費は、それぞれの格付（号）および事業実施工程表に基づく派遣（業務）期間（月数）に応じ、以下により算定する。

①現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の場合

日本人現場従業員人件費 = ①

①: 日本人現場従業員賃金 = 当該従業員の派遣期間（月数）× 当該従業員の賃金（月額）

（注） 施工条件、施工方法等による休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務手当等の諸手当（割増賃金）を必要とする場合は、4-2-1(1)1)①項に準拠し、別途算定する。

②現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える場合

日本人現場従業員人件費 = ① + ②

①: 日本人現場従業員賃金 = 当該従業員の派遣期間(月数) × 当該従業員の賃金(月額)

②: 日本人現場従業員手当 = 当該従業員の現地滞在期間(月数)
× 当該従業員の在外勤務手当(月額)

(注) 施工条件、施工方法等による休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務手当等の諸手当(割増賃金)を必要とする場合は、4-2-1(1)①項に準拠し、別途算定する。

(2) 現地傭人費

1) 現地傭人の範囲、配置体制

①現地傭人の範囲

現地傭人の範囲は、被援助国人または第三人の施工管理技術者(測量士、測量助手、製図技術員を含む)、事務員(秘書、経理事務等)、オフィスボーイ(雑役)、運転手に限られる。

なお、現地傭人とは、日本の施工業者が現場事務所で直接雇用する要員(下請業者の要員ではない)であることを前提とする。

また、現場事務所等で必要とする保安要員(ガードマン)については、4-3-4(3)項により算定し、共通仮設費の安全費として計上する。

②現地傭人の配置体制

現地傭人の配置体制は、想定施工計画策定の一環として、日本人現場従業員の業務を分担あるいは補完することを目的として策定されるものであり、日本人現場従業員の配置体制[4-4-4(1)③項]との整合・調整を図りつつ、以下の原則を踏まえたうえで、最も合理的な体制とする。

- a. 第三人現地傭人は、被援助国国内居住者であることを原則とする。
ただし、施工管理技術者については、現地の実情等、特別の事情からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、被援助国労働法規等に抵触しないことを確認のうえ、別途、第三国からの派遣とすることができる。
- b. 被援助国人または第三人施工管理技術者は、配置計画において必要とする技術レベル・意思疎通能力等を十分に備えるとともに、日本人現場従業員(施工管理者)と賃金等の諸条件を比較・検討し、有利な場合に配置する。
- c. 事務員(秘書、経理事務等)、オフィスボーイ(雑役)、運転手は、現地サイト付近居住者(通勤可能者)であることを原則とする。
ただし、現地の労働事情等からこれによりがたい場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、現地サイト付近以外からの雇用とすることができる。

- d. 事務員（秘書、経理事務等）、オフィスボーイ（雑役）、運転手は、必要最小限の配置とする。
- e. オフィスボーイ（雑役）は、現場事務所で使役するものに限られる（宿舍雇いの雑役等は含まれない）。
- f. 運転手は、現場事務所で使用する現場管理用車輛（事務管理用、施工管理用）についてのみ配置できる（個人で使用する車輛については認められない）。

2) 現地傭人の雇用期間（日数あるいは月数）

現地傭人の雇用（業務）期間は、以下によることを原則とする。

なお、雇用（業務）期間は、工事工程表に基づき算定するものとする（2-3-4 (1) 項参照）。

- ①施工管理技術者：担当工事（業務）の着手日より完了日まで
なお、第三国から派遣する場合は、これに出発地から現場までの往復に要する最短の期間を加算
- ②事務員（秘書、経理事務等）、
オフィスボーイ（雑役）：当該現場事務所が設置されている期間もしくはその範囲内で必要とする期間
- ③運転手：工事着手日より工事竣工引渡し完了日まで（最長期間）もしくはその範囲内で必要とする期間

（注） 関連事項：4-1-3 (11)、(12) 項を参照

3) 現地傭人の賃金（日額あるいは月額）

現地傭人の賃金は、4-2-1 (1) 項および4-4-4 (1) 1) ②項に準じ適正に設定する。

なお、賃金を月額として設定する場合は、現地の法令等に基づく休日を控除した月あたり平均の稼働日数に基づくものとする。

4) 現地傭人の手当

賃金以外に休日、時間外、夜間、深夜、交替勤務手当等の諸手当（割増賃金）を必要とする場合が想定されるが、これらの手当は、特定工種において施工条件、施工方法等により休日、時間外、夜間、深夜、交代勤務などによる業務を必要とする場合に限り、当該業務に従事する現地傭人を特定したうえで、別途、支給することができる。

（注） 関連事項：4-2-1 (1) 1) ①項の補足事項を参照

5) 現地傭人費の算定

現地傭人費は、それぞれの傭人の事業実施工程表に基づく雇用（業務）期間に応じ、下記により算定する。

- ①:現地傭人費（日額賃金による場合）
＝当該傭人の雇用日数（休日を除く稼働日数）× 当該傭人の賃金（日額）
- ②:現地傭人費（月額賃金による場合）＝当該傭人の雇用月数× 当該傭人の賃金
（月額）

- (注) 1. 施工条件、施工方法等による休日、時間外、夜間、深夜、交替勤務手当等諸手当（割増賃金）を必要とする場合は、4-2-1(1)1) 項に準拠し、別途算定する。
2. 旅費を必要とする場合は、4-4-5(1) 項（旅費の項）により算定し、現場管理費の旅費として計上する。

4-4-5 旅費・日当・宿泊費

(1) 旅費

1) 航空賃

日本の施工業者から派遣（日本もしくは第三国）される派遣技能工、日本人現場従業員および現地傭人（第三人施工管理技術者）の赴任・帰国等に要する航空賃（被援助国内航空賃を含む）は、経路を出発地から目的地までの順路直行とし、国際航空運輸協会（IATA）の正規料金により算定する。

なお、料金クラスは以下による。

- ①格付 2 号以上の日本人現場従業員 : ビジネスクラス
- ②格付 3 号以下の日本人現場従業員 : エコノミークラス
派遣技能工、現地傭人（第三人
施工管理技術者）

(注) 現地傭人（第三人施工管理技術者）については、4-4-4(2)1) ②a 項に基づき、必要とする場合に限り計上することができる。

2) 被援助国国内等旅費（第三国経由等を含む）

日本の施工業者から派遣される派遣技能工、日本人現場従業員および現地傭人の被援助国内移動等（第三国経由等を含む）に要する旅費は、別途計上される現場管理用車輛等を利用できない場合に限り計上できるものとし、空路、航路、陸路（鉄道、バス等）等の交通機関の利用に要する料金を、上記 1) 項および関係各項に準じ適正に算定する。

補足事項：被援助国国内等旅費（第三国経由等を含む）の取り扱いについて

1. 派遣技能工（日本もしくは第三国）の場合

工事施工上（工程上、業務上等）、必要性が明確に特定できる現地サイト間の移動および赴任・帰国等を空路以外の航路、陸路等によらざるを得ない場合に限り、第三国経由等を含め、利用する空路、航路、陸路等の交通機関に要する料金を本項により算定し、計上することができるものとする。

2. 日本人現場従業員の場合

工事施工上（工程上、業務上等）、必要性が明確に特定できる現地サイト間の移動、現地サイト外（第三国を含む）における出張業務（連絡・調整業務等）および赴任・帰国等を空路以外の航路、陸路等によらざるを得ない場合に限り、第三国経由等を含め、利用する空路、航路、陸路等の交通機関に要する料金を本項により算定し、計上することができるものとする。

3. 第三国人施工管理技術者（第三国もしくは被援助国国内居住現地傭人）の場合

工事施工上（工程上、業務上等）、必要性が明確に特定できる現地サイト間の移動および赴任・帰国（離任）等を空路以外の航路、陸路等によらざるを得ない場合に限り、第三国経由等を含め、利用する空路、航路、陸路等の交通機関に要する料金を本項により算定し、計上することができるものとする。

4. 被援助国人施工管理技術者（現地傭人）の場合

工事施工上（工程上、業務上等）、必要性が明確に特定できる現地サイト間の移動および赴任・離任等に限り、第三国経由等を含め、利用する空路、航路、陸路等の交通機関に要する料金を本項により算定し、計上することができるものとする。

5. 事務員、オフィスボーイ、運転手（現地傭人）の場合

旅費等は原則として計上できないものとするが、現地の労働事情等から現地サイト付近以外からの雇傭とせざるを得ない場合の赴任・離任等および必要に応じての現地サイト間の移動（転用）に限り、第三国経由等を含め、利用する空路、航路、陸路等の交通機関に要する料金を本項により算定し、計上することができるものとする。

3) 日本国内旅費

日本の施工業者から派遣される派遣技能工、日本人現場従業員の赴任・帰国等に要する日本国内旅費は、東京駅から成田空港駅間の鉄道料金（京成スカイライナーの利用を前提とする）とする。

4) 一時帰国に要する旅費

日本の施工業者から派遣される日本人現場従業員で、その現地滞在期間が1年（12ヶ月）を超え、なおかつ、派遣期間を6ヶ月以上残している場合、1年に1度の頻度

で一時帰国できるものとし、それに要する旅費は、上記 1) 項～3) 項に準じ算定する。

(2) 日当

日本の施工業者から派遣される日本人現場従業員については、以下により日当を支給するものとし、それぞれの格付（号）に応じた表 4-24 の日当単価および表 4-25 の現地滞在日数に応じた低減率に基づき算定する。

- 1) 現地滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) 以下の場合
出張手当として、赴任・帰国等の旅行期間（日数）と現地滞在全期間（日数）を通算して支給する。
- 2) 現地滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) を超える場合
赴任手当として、赴任・帰国等の旅行期間（日数）についてのみ支給する。

補足事項：その他業務上日当を必要とする場合の取り扱いについて

工事施工上、必要性が明確に特定できる現地サイト外（第三国を含む）における出張業務（連絡・調整業務等）に限り、現場滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) を超える当該業務要員（日本人現場従業員）について、往復の旅行日数と目的地滞在日数を通算した日当を計上（支給）することができるものとする。

表 4-24 日当単価表

単位：円

格付（号）	日当（1日あたり）
1号	4,500
2号	4,500
3号	3,800
4号	3,800
5号	3,800
6号	3,200

表 4-25 日当・宿泊費の逓減率表

単位：%

現地滞在日数（宿泊日数）	逓減率
1日～30日	0
31日～60日	10
61日以上	20

(3) 宿泊費

工事関係者は、共通仮設費の営繕費として計上された仮設宿舍あるいは借上宿舍に宿泊することを原則とするが、日本の施工業者から派遣される日本人現場従業員については、以下により宿泊費を支給するものとし、それぞれの格付（号）に応じた表 4-26 の宿泊費単価および表 4-25 の宿泊日数に応じた逓減率に基づき算定する。

- 1) 現地滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) 以下の場合
出張手当として、現地滞在全期間（日数）を通算して支給する。
- 2) 現地滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) を超える場合
業務関連経費（準備・跡片付対応）として、所長、主任技術者、事務管理者に限り、
宿舍（仮設、借上げ等）の有無に係わらず工事着手日から 30 日（夜）間および工事竣工引渡し完了日までの 30 日（夜）間について支給する。

(注) 赴任・帰国等の旅行期間における途中経由地での宿泊費は、原則として計上できない。

補足事項：その他業務上宿泊費を必要とする場合の取り扱いについて

工事施工上、必要性が明確に特定できる現地サイト外（第三国を含む）における出張業務（連絡・調整業務等）であり、目的地からの日帰りが困難で、宿舍も設置されていない場合に限り、現地滞在期間が 6 ヶ月 (180 日) を超える当該業務要員（日本人現場従業員）について、目的地滞在日数を通算した宿泊費を計上（支給）することができるものとする。

表 4-26 宿泊費単価表

単位：円

格付（号）	宿泊費（1 夜あたり）
1 号	13,500
2 号	13,500
3 号	11,600
4 号	11,600
5 号	11,600
6 号	9,700

4-4-6 退職金

日本人現場従業員に係る退職金および退職給与引当金繰入額、現地傭人に係る日本人現場従業員に準じた現地の法令、慣習等に基づく退職手当は、4-4-4 (1) 3) 項の日本人現場従業員の賃金および 4-4-4 (2) 3) 項の現地傭人の賃金が、これらを含めて設定されていることから、4-4-4 従業員給料・手当の項で自動的に算定される。

(注) 現場労働者(派遣技能工を含む)に係る退職金(手当)は、労務単価(賃金)がこれらを含めて設定されていることから、直接工事費、共通仮設費に係る各項のなかで自動的に算定される。

4-4-7 法定福利費

日本人現場従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額ならびに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額、現地傭人に係る日本人現場従業員に準じた現地の法令等に基づく法定福利費は、4-4-4(1)3)項の日本人現場従業員の賃金および4-4-4(2)3)項の現地傭人の賃金が、これらを含めて設定されていることから、4-4-4 従業員給料・手当の項で自動的に算定される。

(注) 現場労働者(派遣技能工を含む)に係る法定福利費は、労務単価(賃金)がこれらを含めて設定されていることから、直接工事費、共通仮設費に係る各項のなかで自動的に算定される。

4-4-8 福利厚生費

日本人現場従業員および現地傭人に係る貸与被服、慰安娯楽、医療、慶弔見舞い、文化活動等に要する費用は、下記により算定する。

$$\text{福利厚生費(千円)} = A \times B / 100$$

A : 日本人現場従業員賃金総額 + 労務職(運転手、オフィスボーイ等)を除く
現地傭人費総額(千円)

B : 福利厚生費相当率(%) = $12750 \times A^{-1} + 0.82$
ただし、 $A \leq 1,500$ 万円の場合は、1.67%とする。

(注) 日本人現場従業員賃金、現地傭人費とも諸手当を含まないものとする。

4-4-9 事務用品費

事務用パソコン、複写機等のOA機器に要する費用、コピー用紙、文具、その他事務用消耗品、新聞(現地紙)、参考図書等の購入費は、下記により算定する。

$$\text{事務用品費(千円)} = A \times B / 100$$

A : 日本人現場従業員賃金総額 + 労務職(運転手、オフィスボーイ等)を除く
現地傭人費総額(千円)

B : 事務用品費相当率(%) = $30134 \times A^{-1} + 2.92$
ただし $A \leq 2,000$ 万円の場合は、4.43%とする。

(注) 日本人現場従業員賃金、現地傭人費とも諸手当を含まないものとする。

4-4-10 通信・交通費

(1) 通信費

通信費（被援助国国内間、および被援助国から日本国内あるいは第三国等への電話、FAX、国際宅配便等に要する費用）は、下記により算定することを標準とするが、山間僻地等で通常の通信手段が利用できない等、現地の実情（状）により特別な設備等を必要とする場合は、その理由を明確に提示することにより、別途、必要とする費用を関係各項に準じた積上げにより算定もしくは加算することができる。

通信費（千円） = $A \times B / 100$

A : {日本人現場従業員賃金総額 + 労務職（運転手、オフィスボーイ等）を除く
現地傭人費総額}（千円）

B : 通信費相当率（%）

表 4-27 通信費率表

単位 (%)

地域 \ A		3,000 万円以下	3,000 万円を超えるもの
		B	
	アジア	1.78	$21199 \times A^{-1} + 1.076$
	オセアニア、中米、南米	2.41	$22068 \times A^{-1} + 1.671$
	アフリカ、中近東、東欧 (旧ロシア圏を含む)	3.06	$51373 \times A^{-1} + 1.35$

- (注) 1. 日本人現場従業員賃金、現地傭人費とも諸手当を含まないものとする。
2. 通信費相当率は、電話、FAX 設備の設置費用および携帯電話に要する費用等、全ての要素を含んだ率である。

(2) 交通費（管理用車輛費、通勤費等）

1) 管理用車輛費

管理用車輛は、工区割（作業基地数）、サイトの分散状況、工事工程、現場従業員数・業務内容、現地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に勘案し、調達方法を 4-2-4 (3) 3) ~6) 項に準じ選定・整理するとともに、事務管理用と施工管理用とに分け、それぞれの使用目的に応じ、車輛種別（乗用車、ワゴン車、四輪駆動車

等)、仕様、所要台数、供用日数(拘束期間)、運転(稼働)日数、運転日あたり運転時間等を適切に設定したうえで、車輛損料、賃貸料、運転経費等、必要とする費用を、4-2-4(3)項および関係各項に準じ適正に算定する。

なお、運転経費を構成する各要素のうち、燃料費については、下記により算定し本項に計上するとともに、運転労務費については、4-4-4(2)項に基づき算定し、現場管理費の従業員給料・手当として計上する。

また、自動車保険を必要とする場合は、4-4-3(2)項に基づき料金を算定し、現場管理費の保険料として計上する。

当該車輛の燃料費 = $L \times D \times @$

L : 当該車輛の運転1日あたり燃料消費量 = $\alpha \times P_s \times H$

D : 当該車輛の運転(稼働)日数
= {当該車輛の供用日数(拘束期間) - 当該車輛の輸送(回送)期間}

@ : 燃料単価

α : 当該車輛の運転1時間あたり燃料消費率 = 「算定表」参照

P_s : 当該車輛の機関出力(エンジン定格出力) = 「算定表」参照

H : 運転1日あたり換算運転時間 = 3H/日(運転時間あたり損料対象時間)

(注) 1. 購入(損料)による場合の運転時間あたり損料についても、ここで規定した運転(稼働)日数および運転1日あたり換算運転時間に基づき算定する。

2. 当該車輛の輸送(回送)経費を必要とする場合は、4-2-6項に基づき算定し、共通仮設費の輸送梱包費として計上する。

2) 通勤費

日本人現場従業員および現地傭人の通勤は、原則として1)項の管理用車輛によることを原則とするが、船舶その他特殊な輸送手段によらざるを得ない場合、公共輸送機関を利用する場合等は、実情(状)に応じ必要とする費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

4-4-11 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等(家屋、各種設備・施設等)の毀損および騒音、振動、濁水、工所用車輛等の交通などによる事業損失に係る補償を必要とする場合は、実情(状)に応じそれらの補償に要する費用を、関係各項に準じ適正に算定する。

補足事項：補償費の取り扱いについて

補償費は、現地調査・協議等の結果からなんらかの補償（軽微な金銭補償等）を必要とすることが明確な場合に限り計上できるものであり、これの要否および要とした場合の補償内容等については、基本設計方針検討の段階で、積算方針としてあらかじめ検討・整理するものとする。

4-4-12 工場立会検査費

建物躯体鉄骨等の工場における製作の過程において、現場施工管理要員等による立会検査（仮組検査等）を必要とする場合は、検査要員に係る旅費・日当・宿泊費等、必要とする費用を4-4-5項および関係各項に準じ算定する。

補足事項：立会検査について

立会検査は、契約図書において義務付けられている場合、工場において仮組立等による確認検査をおこなっておかなければ、現場施工時に重大な支障を来すことが危惧される場合等に実施するものであり、当該工事の現場施工管理要員により実施することを原則とするが、日本国内における検査等で、技術的に可能な場合は、当該施工会社の日本国内在勤技術者に代行させることができるものとし、この場合は、国内旅費、日当・宿泊費のほかに検査期間（日数）に応じた賃金も、別途、計上することができるものとする。

なお、現場施工管理要員による検査業務は、現地派遣業務期間における出張業務であり別途、賃金を計上することはできない。

4-4-13 雑費

(1) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用およびその他の交際に要する費用は、下記により算定する。

$$\text{交際費（千円）} = A \times B / 100$$

A：日本人現場従業員賃金総額（千円）

B：交際費相当率（%）= $28244 \times A^{-1} + 1.017$

ただし、 $A \leq 1,500$ 万円の場合は、2.90%とする。

（注）日本人現場従業員賃金には、諸手当を含まないものとする。

(2) その他諸雑費

前記各項に属さない、特別な費用を必要とする場合は、その理由、実情（状）等を明確に提示したうえで、適宜、適正に算定する。

4-5 一般管理費等

一般管理費等は、以下により算定することを原則とする。

(1) 一般管理費等率の設定

一般管理費等率は、表 4-28 に基づき設定した率を上限とする。

表 4-28 一般管理費等率表

一般管理費等算定対象工事 原価 (C _p) (単位：百万円)	1千万円以下	1千万円を超え 30 億円 以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率 (G _p)	9.4%	下記の算定式により算 出された率 (%)	7.56%
$G_p = 10.26408C_p^{-0.038192}$			

(注) 1. 一般管理費等算定対象工事原価とは、直接工事費、共通仮設費および工事保険料（その他損害保険料を含む）を除く現場管理費の合計額をいう [4-4-3 (1) 2] 工事保険料の算定の項参照)。

2. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

補足事項

1. 建築・土木建設複合案件における一般管理費等率について

建築建設と土木建設が複合する案件については、建築建設工事に係る一般管理費等算定対象工事原価と土木建設工事に係る一般管理費等算定対象工事原価の合計額を、建築、土木それぞれの一般管理費等率設定対象工事原価とし、建築、土木各「積算ガイドライン」に基づき、それぞれの一般管理費等率を設定するものとする。

2. 期分け工事における一般管理費等率の取り扱いについて

期分け工事における各期の一般管理費等率の取り扱いについては、以下によるものとする。

(1) 第Ⅰ期工事

第Ⅰ期工事として区分された一般管理費等算定対象工事原価に対する一般管理費等率（建築、土木それぞれの率）を適用する。

(2) 第Ⅱ期工事

第Ⅰ期工事、第Ⅱ期工事それぞれの一般管理費等算定対象工事原価の合計額に対する一般管理費等率（建築、土木それぞれの率）を適用する。
ただし、原則として竣工した工事については合算しない。

(3) 第Ⅲ期工事以降

第Ⅰ期工事、第Ⅱ期工事、第Ⅲ期工事以降それぞれの一般管理費等算定対象工事原価の合計額に対する一般管理費等率（建築、土木それぞれの率）を適用する。
ただし、原則として竣工した工事については合算しない。

(2) 一般管理費等の算定

一般管理費等は、下記により算定する。

$$\text{一般管理費等} = \text{一般管理費等算定対象工事原価 (Cp)} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$